

第十六回国会  
衆議院

# 文部委員会議録 第六号

昭和二十八年七月二日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事伊藤 郷一君 理事坂田 道太君

理事原田 憲君 理事田中 久雄君

理事辻原 弘市君 理事前田榮之助君

理事世耕 弘一君

天野 公義君 尾関 義一君

竹尾 式君 山崎 猛君

山中 貞則君 町村 金五君

高津 正道君 野原 覺君

山崎 始男君 大西 正道君

松平 忠久君 北 吟吉君

出席政府委員

文部政務次官 福井 勇君

文部事務官 (大臣官房会 計課長) 小林 行雄君

文部事務官 (初等中等教育局長) 田中 義男君

委員外の出席者

文部事務官 (大臣官房総務課長) 福田 繁君

専門員 石井 易君

七月二日

委員安藤正純君辞任につき、その補

欠として小西寅松君が議長の名指で

委員に選任された。

七月一日

積雪寒冷地帯の学校屋内体操場建築

費増額に関する請願(本名武君紹介)

(第二二二五号)

義務教育費国庫負担額確保に関する

請願(杉山元治郎君紹介)(第二二二

七号)

同(菊川忠雄君外二名紹介)(第二二

一八号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

義務教育費国庫負担に関する陳情書

(大阪府会議長野田相三)(第五二二

号)

同(八尾市議会議長石田善徳)(第五

二三号)

新教育制度再検討に関する陳情書

(東京都千代田区神田三崎町二丁目

三十四番地日本私立大学協会常務理

事河野勝彦)(第五四八号)

義務教育費国庫負担に関する陳情書

(東京都議会議長佐々木恒司)(第五

四九号)

公立学校施設被災復旧費国庫負担法

早急制定に関する陳情書(横浜市会

議長嶋村力)(第五五〇号)

各学校に天皇、皇后の御写真下付に

関する陳情書(群馬県勢多郡桂葉村

大字江木三百二十番地吉田範清)(第

五五一号)

義務教育費国庫負担に関する陳情書

(東京都二十三特別区長会長東京都

目黒区長広瀬俊吉外四十五名)(第五

九七号)

老朽校舍改築費国庫補助並びに起債

わく拡大に関する陳情書(埼玉県北

埼玉郡加須町長関口茂忠外六名)(第

五九八号)

公立学校施設被災復旧費国庫負担法

早急制定に関する陳情書(日立市議

会議員白土仙太郎)(第五九九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

学校教育法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二二号)

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一二

二号)

文部行政に関する説明聴取

○辻委員長 これより会議を開きま

す。

学校教育法等の一部を改正する法律

案を議題といたします。提案理由の説

明を聴取いたします。福井政務次官。

学校教育法等の一部を改正する法

律案

学校教育法等の一部を改正する法

律案

法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年

法律第二十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十一条第一項中「監督庁の

検定若しくは認可を」と文部大臣の

検定に、「監督庁において」と「文

部大臣において」に改める。

第二十三条及び第二十六条中

「市町村立小学校の管理機関」と

「市町村の教育委員会」に改める。

第四十九条中「教科用図書」を

削る。

第五十一条中「第二十八条第三

項」を「第二十一条、第二十八条第

三項」に改める。

第七十三条中「小学部及び中学

部の教科及び教科用図書、高等部

の学科、教科及び教科用図書」を

「小学部及び中学部の教科、高等部

の学科及び教科」に改める。

第七十六条中「第十九条」を「第

十九条、第二十一条」に改める。

第一百六条第一項中「第二十一条

第一項」を削る。

第一百七条を次のように改める。

第一百七条 高等学校、盲学校、聾学

校及び養護学校においては、当分

の間、第五十一条及び第七十六条

において準用する第二十一条第一

項の規定にかかわらず、文部大臣

の定めるところにより、同条同項

に規定する教科用図書以外の教科

用図書を使用することができ。

(教育委員会法の一部改正)

第二条 教育委員会法(昭和二十三

年法律第七十号)の一部を次の

ように改正する。

第四十五条第一項及び第四十七

条中「検定又は」を削る。

第五十条第二号を次のように改

める。

第二 削除

第八十六条を次のように改め

る。

第八十六条 削除

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法(昭和二十四年

法律第二百七号)の一部を次の

ように改正する。

第七七条 都道府県知事は、この章に

規定するもののほか、教育職員免

許法(昭和二十四年法律第四百四

七号)及び教育職員免許法施行法

(昭和二十四年法律第四百四十八号)

の規定に基づき、私立大学以外の私

立学校の校長(園長を含む)及び

教員に係る免許状に関する事務を

行う。

附則第十三項を削り、附則第十

四項を附則第十三項とし、以下順

次一項ずつ繰り上げる。

(文部省設置法の一部改正)

第四条 文部省設置法(昭和二十四

年法律第四百六号)の一部を次

のように改正する。

第五条第一項第十二号の次に次

の一号を加える。

十二の二 教科用図書の検定を

行うこと。

第八条第十三号の次に次の一号

を加える。

十三の二 教科用図書の検定を

行うこと。

附則第十項を削り、附則第十一

項を附則第十項とし、附則第十二

項を附則第十一項とする。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○福井政府委員 今回提出の学校教育

法等の一部を改正する法律案について

第一類第七号 文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

第一類第七号

文部委員会議録第六号

昭和二十八年七月二日

御説明申し上げます。

この法律案は、教科用図書検定を文部大臣において行うこととするため、学校教育法を初め、教育委員会法、私立学校法及び文部省設置法などの関係法律の一部について改正を加えるほか、若干の規定を整備することを内容とするものであります。

申すまでもなく教科用図書は、学校教育における主たる教材として、重要な使命を持つてゐるものであります。そこで今後一層この教科用図書の内容を充実し、初等中等教育の水準を維持し、さらにこれを向上させるためには、教科用図書の検定は、これを文部大臣において行う必要があると信ずるのであります。しかるに、従来教科用図書の検定については、先ほど申し上げました四法律にそれぞれ規定があります。すなわち、教育委員会法及び私立学校法によりまして、都道府県の教育委員会または都道府県知事が教科用図書の検定を行うこととしながら用紙割当制が廃止されるまでは、文部大臣が行うものとしてゐるのであります。

他方、学校教育法においては、教科用図書は監督庁の検定もしくは認可を経た教科用図書または監督庁において著作権を有するものとし、その監督庁は、これを当分の間、文部大臣と定めてゐるのであります。また文部省設置法においても、文部省の初等中等教育局において、当分の間、教科用図書の検定を行うこととしてゐるのであります。従つて、先に申し上げました趣旨にのっとり、今般これら関係法律を改正して教科用図書の検定権を文部大臣に属せしめ、その所屬を明らかにしたのであります。

以上この法案の提案理由について御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願いいたします。

○辻委員長 続いて補足説明を聴取いたします。田中政府委員。

○田中(義)政府委員 学校教育法等の一部を改正する法律案の趣旨につきまして補足説明をいたします。

本法は、教科用図書の内容の充実と教育水準の維持向上をはかるため、教科用図書の検定は文部大臣において行うこととし、これに伴つて関係四法律の一部に改正を加えるほか、若干の規定を整備しようとするものであります。次に各条につきまして、内容を御説明申し上げます。

法案の第一条は、学校教育法の一部改正であります。まず現行法について申し上げますと、学校教育法第二十一条第一項におきましては「小学校においては、監督庁の検定若しくは認可を経た教科用図書又は監督庁において著作権を有する教科用図書を使用しなければならぬ」とされておりましたが、この規定は第四十条によつて、中学校の場合に準用されておりました。

従いまして、本法第一条は、さきに申し述べました趣旨にのっとり同法第二十一条第一項中の「監督庁の検定若しくは認可」を「文部大臣の検定」に「監督庁において」とあるを「文部大臣において」に改めようとするものであります。認可規定を削除いたしましたのは、検定教科書が普及しました現在においては、最早この制度を存続せしめる必要がなくなつたからであります。

次に同法第二十三条及び第二十六条中の「市町村立小学校の管理機関」を「市町村の教育委員会」に改め、現行第七十七条を削除いたしましたのは、教科用図書の検定と直接関連するものではありません。

御承知の通り、昭和二十七年十一月一日全市町村に教育委員会が設置されましたので、昭和二十七年十一月一日以降は、すべて各市町村におかれた教育委員会が、市町村立小学校の管理機関となりましたので、これを明確にいたしますために、改正を加えたものであります。

次に第四十九条及び第五十一条の規定の改正であります。これは高等学校の教科用図書に関するものであります。

現行法によれば、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の教科用図書につきましては、第四十九条及び第七十三条の規定により監督庁がこれを定めるものとし、その監督庁は、第六十六条第一項の規定により当分の間文部大臣となつてゐるのであります。この規定に基き、文部省令たる学校教育法施行規則第五十八条におきましては「高等学校の教科用図書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならぬ。前項に規定する教科用図書のない場合に使用すべき教科用図書は、校長がこれを定める」として、この規定は、盲学校及び聾学校にも準用されてゐるのであります。

このように高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教科用図書につきましては、学校教育法において直接規定してゐないのであります。しかし、教科用図書の重要性にかんがみ、小・中学校同様これを法律において規定することを適当と認め、小・中学校に関する規定を準用することとしたし、第四十九条、第五十一条及び第七十六条に改正を加えたわけであります。

なお、高等学校の職業に関する教科等の教科用図書並びに盲学校、聾学校及び養護学校の特殊の教科用図書は、現在学校教育法施行規則第五十八条において認めてゐるような特例措置を必要としたしますので、第七七条を新設してこの特例を認めるようにしたのであります。

第二条は教育委員会法の一部改正であります。教育委員会法第五十条第二号におきましては、都道府県教育委員会が行う権限の一つとして文部大臣が定める基準に従ひ、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行うことを掲げておりました。

更に、同法第八十六条におきましては、教科用図書の検定は第五十条第二号の規定にかかわらず用紙割当制の廃止されるまで、文部大臣が行うものと規定してゐるのであります。今後、文部大臣が検定を行うこととしたし、これらの規定を削除し、並びに第四十五条及び第四十七条中検定に関する字句を削除したのであります。

第三条は、私立学校法の一部改正であります。私立学校法第七條におきましては、都道府県知事の権限として、教科用図書の検定を規定してゐます。更に、同法附則第十三項におきまして、この権限

は用紙割当制が廃止されるまで文部大臣が行うものとしておきますので、第二条の教育委員会法の改正の場合と同様の趣旨により、これらの規定を削除することとしたわけであります。

第四条は、文部省設置法の一部改正であります。文部省設置法附則第十項におきまして、初等中等教育局の事務といたしまして、当分の間教科用図書の検定を行うことが規定されておりましたが、第一条の学校教育法の改正に伴ひ、この事務は一般的に文部大臣の権限となりましたので、第五条の文部省の権限及び第八条の初等中等教育局の事務として、新たに規定を加えたわけであります。

以上補足説明を終ります。

○辻委員長 次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。福井政務次官。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案  
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案  
市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「年末手当」を「期末手当、勤勉手当」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年年度から適用する。

○福井政府委員 今回政府から提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について御

説明申し上げます。

現在市町村立の義務教育諸学校の教職員給与は、御承知の通り、市町村立学校職員給与負担法に基づき、都道府県が負担し支給することになっており、都道府県が負担する給与の種類は同法第一条に列挙されております。一方教育公務員特例法、第二十五条の五によりまして公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額につきましては、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めることになっております。こういう関係から、国立学校の教育公務員については昨年十二月に一般職の職員の給与に関する法律が改正されまして、年末手当が期末手当に改められ、同時に勤勉手当が加えられたのに伴いまして、市町村立学校職員給与負担法第一条にこれに相応した所要の改正を加える必要が生じたのであります。すなわち、同法第一条中に規定する年末手当を期末手当に改め、同時に勤勉手当を加えようとするものであります。

以上この法案の提案理由とその趣旨を御説明いたしました。なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○辻委員長 別に補足説明はございません。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○辻委員長 速記を始めてください。

それでは文部行政に関する質疑を行います。世耕弘一君。

○世耕委員 簡単に政府にお尋ねいたします。まず第一にお尋ねしたいのは、

第一類第七号

文部委員会議録第六号 昭和二十八年七月二日

従来の義務教育の方針をいたしまして

は、大臣と知事が教育機関の管理者であり、監督権を持つておつたのであります。ところが改正されて、今度は市町村長にその管理権が移つたというやうな一面があると同時に、独自の立場で教育委員会というものができて、その教育委員会によつて教育方針が確立される。こういう二つの行き方が、現在の日本の教育界に現れておるのであります。しかも教育委員会なるものが予算を持たない。ある一つの小さい村の例をとつてみますと、教育費用に對する予算は村長が持つておる。しかしながら教育委員の計画する計画内容に對しては発言権がない。だからもし村の予算の内容を知らずして理想案を教育委員会がつくつた場合、必ずその間に予算面の衝突が出て来る。教育面を通じて村内に一つの対立が發生するといふことは、すでに過去において相當深刻に現れて來ておるのであります。こういう点をどう調和して行けるかといふことが第一点。

それから教育委員会の組織によつて理想的な教育方針を確立するということはまことにけつこうでありますけれども、この教育委員を選定する方法に、誤つた選挙方法が利用されたならば、かえつて教育を毒するものであらう。かように私は考える。毒するといふ詭譎を示せば幾らでもありますが、それはあとに残しまして、現に教育委員会がはなはだしく独裁的である。かような意味からいたしまして、日本の教育といふものは完全に独立性を持たないといふことも言えるのであります。そこで私は深い研究はしておりませんが、スイスの教育組織等を

二、三資料を取寄せて調べてみますと、スイスでは、小学校の先生を選ぶのに、候補者を得たら、その候補者を市民が選挙する。こういうやうな非常に進歩的なものがある。ところが日本の教育委員会の組織は、ただ一方的であつて、民意というものに、さらに欠けたところがある。委員会がむしろ専横をきわめる機会を与へている。かようにも考えられるのであります。この点について文部当局はどういうようにお考えになつておられるか、就任早々の政務次官ですから、私はこまかいことはお尋ねしたくないのでありますが、理想があれば承つておきたい、かように考えるのであります。

○福井政府委員 大臣が他の委員会に御了解の上で出席しておりますので、私からお答えしたいと思ひます。教育委員会の選挙の方法につきましては、現在の方法を原則としては維持したいと考えております。ただ今後これに伴ひまして研究の余地が生じた場合には、具体的に当局において研究を続けて行きたい、かように考えております。なお詳細につきましては担当官から説明をいたさせます。

○田中(義)政府委員 御質問の第一点として、地方行政当局と教育委員会との財政上の問題がありましたがお話のようにこの財政上の問題につきましては、一方から申しますと教育委員会に財政権がないので非常に立場が弱いといふことが言われておりますと同時に、またそれをあまりに強化いたしましたことは、かえつて地方行政の総合性を非常に阻害することになるといふやうな点もござりますので、その間の調整をはかることが必要だと私も考へ

ているのであります。そこで現実の問題としては結局運用でござりますので、すべて教育委員会の問題につきましては、単にこれが新たな機関として独立したものだといふやうなことのみにこれをやりませんで、やはり地方行政の中の一つの機関として他の部門との連絡調整というところで、運用の上で十分円滑を期するようにやりますための指導助言を私どもとしてはいたしてゐるやうなわけでありまして。

それから教育委員の選任方法でござりますが、ただいま政務次官からお答えがございましたように、原則としてただいま公選制を維持するという基本的な考え方のもとに、なお実際の選任方法と申しますか、そのやり方いかんにつぎましてはいろいろ御批判もあるのをごさいます。これは今後の検討にま

ちたいと考えておるのでござります。○世耕委員 私は全部とは申しませんが、現在の教育委員会なるものの組織は、一党一派に偏しているきらいがかなりあると思ふ。これを改革しなければ教育の中立性というものはあり得ない。その弊害がどこから来るかといふことに對しては、明晰な文部当局は批判力があるだろうと私は思ふ。その点をひとつお考え置きを願ひたいといふことと、もう一つは、教員の再教育、これも全部悪いとは私は申しません。いかかわし人物がおつたといふことだけははつきり申し上げることができ

る。これらの整理の方法を考えなければならぬ。教育事業に国家が多数の金を費すといふことは、日本再建の根本対策から考えて、国策として大々的にやらなければならぬといふことは、何人もいふことはできないだろうと思

うのであります。しかしながら、現在の普通教育、高等教育も同様であります。普通教育の教育をこのままにして置いて、日本の教育の確立ができるか、子弟教育が満足できるかといふことに、私は多くの疑問を持つておる。この点について文部大臣にお聞きするのであります。局長なり次官の方々は、その補佐役として当然お考えがあらうと思ふのです。例がおわかりにならないければ一つ、例をあげて御批判を頂きたいと思ひます。

○福井政府委員 お答えいたします。世耕委員の御指摘の教育委員の選任について一党一派に偏しているやうな疑いがある、これはどういふやうに考えるかといふお話でござりますが、私の方といたしましては、一党一派に偏しておるとは私は思つておりませんが、もしさうな事実がござりますならば、これはまた考え直さなければなら

ませんが、なおこれらの点について十分検討して行きたいと存じております。○世耕委員 妙な答弁をされたが、一党一派に偏したものがいいといふことをあなたは言ひ切れませんか。それなら私が証拠を出したらどうします。問題はそこにある。だから私は申し上げなかつた。ないと言ふのならあつたらどうするか。その点はやわらかくお尋ねしたつもりなんです。教育は一党一派に偏してはいかぬ、あくまでも公正中正でなければならぬ。現に私の口から言うばかりでなく、一党一派に偏している事態がたゞ今現われて來てゐる。これは国民の輿論であります。文部省だけがわかないといふ話はない。この議論は少しあつたまわしにいたしま



○世耕委員 文部省の中に三千枚張つたというのは、新聞記事で見ても御質問を申し上げたのでありますが、張つてあつた事実は文部次官もお認めのようであります。かようなよろしくない行為をしたのがいわゆる日教組の組合員である、現業教員である、あるいは教育の関係者である。しかも法律的に解釈すれば、かような建造物

まあだもつともなことだというならば、またそれでいい。民主主義であります。民論を喚起して是非かを明らかにするところに教育の行き方があるのではないかと私は思う。この点についていかがですか、御所見があれば承つておきたい。

なお念のために読み上げておきます。地方公務員法第五十二条の五項に

なお教員の給料のことについてお触れになつたのでこれも申し添えておきたいと思いますが、大部分の教員は、さような行爲を認めておらないと私は存じております。従つて一般のいい教員の人々の給料というものは、今数字的に申し上げる資料をここに持ち合せておりませんが、各官庁の一般の給与から見れば非常に低いと思つております。従つてこういう優秀な教員の給料についてはよほど考えて、国としてもいい待遇に引上げなければならぬ、こう考えております。但し今申し上げましたように、繰返して申し上げますが、さような悪い教員については、そういうようなことは断じて考えており

た。手当をもう少しふやせ、研究費をふやせということを自治当局に要求して来たから、お前らは研究費が足りないと言っているが、選挙に三百円とか二百円ずつ、みな月の給袋の中から出しておるじゃないか、そんな金があるならそれを集めて研究費に使いなさい、それが明らかにならぬ限り出せないと言つて拒否したと聞いている。もつともな話だ。そういう点はあなたはどういうふうにお考えになつてゐるか。一千万円もの金をそのまま簡単に出来るような余裕のある組合というのは、よほど裕福な組合であるということと言える。組合が裕福であれば、同時に組合員が裕福であるという三段論

なお、省閣を省略するために申します  
が、六月二十六日の東京新聞に「一階から三階までの本省廊下と壁はところからわず「夏季手当二箇月即時支給」「地方教育委員会廃止」これをよく覚えておいてください。地方教育委員会廃止と出ております。」などのビラ約三千枚が昨夜のうちに「ばい」に張りめぐらされたもの／＼しい省内では、この日午前十時から文相の相談機関である「中央教育審議会」が開かれ、亀山、前田、天野、小汀、児玉、島田、野口、藤山、八木沢の相談役が集まつたが、会場の三階第一会議室前廊下はすわり込みで占拠されているので、やむなく会場を二階の調査局長室に変更」云々と書いておる。かように会議をする部屋を占領されてできなかったとい

うことは、うそであつたかどうか。うそであつたとすれば、この新聞記事はけしからぬので、一ぺん新聞記者をここへ呼んで確かめてみなくちやならぬと私は思うが、事実において公務の執行を妨害したものではないか。大臣室を占領された大臣は、大臣室では事務をとれぬのでどこにかわらなければならぬということになつたら、最も穩

なところから出たということはわかっておりませんので、この点について、私は今ここで何とも批評はいたしかねえます。なお教育委員会云々のピラをははりました事実については、これも御指摘の通りでありまして、ただちに翌日これを全部はぐようにこちらから命令を出しまして、これは撤去いたしました。

文部省の方で至急に調査されて、その結果について御報告を願いたい。そのの点に對しまして、私後刻若干ただししておきたい点がありますので、これは保留いたしておきます。

今世耕委員の方からいろいろの問題を提起されておりますが、私は先般来から世耕さんの大臣に對する御質疑の教育勅語の問題、あるいは大臣の教育

ては、ただいま世耕さんは三段論法によつて組合は裕福である、こういう問題にこの一例を出されておりますが、私の知る範囲においては、これは全国的に各学校生徒に対して、この被害地に對する救援のカンパ資金として臨時に醸出してもらつた、自主的な醸出によつてこの気の毒な人々に對して送るのだというふうに新聞は書いております。

は何か、この点をお伺いしておかなければ、こういうことを個人の主観に基いて、あるいは自分の既成の概念に基いて輕々しく決定されるようなことががあるなれば、これはゆゆしい問題である。従つてこの問題については次官の御見解を承つておきたい。先ほど確かに、よい教員が大多数であり、悪い教員は一部であると論斷されております

健であるべき教員組合がかくのごとき状態なら、労働組合はもつと活発な活動を開始するであろうということが想像できる。治安の上からも考慮すべき重大な問題じゃないかと私は思う。これをあなたにお聞きするのはどうかと

それから第一会議室を予定した会合が、そこでは開かれずに、場所をかえて開いたということも事実でございます。御存じでありましたが、大臣室、事務次官室、それから大臣室の横に政務次官室、その前に第一会議室が

方針に対する世耕さんのお考え、こういうもの承つておりまして、私たちの考え、見解とは非常に隔つておる、と申しますよりも、少くとも私たちが、戦後新しい憲法に基いた教育基本法の根本的な方針のつとつて行われ

しかし、私も事実はそのようである、こういふふう聞いております。その点については、この問題を速記録に乗せられまして世耕さんの誤りではないかと思いたるので、ぜひひとつ訂正していただきたいと思います。

るが、一体いかなる根拠に基いてそう論断されているのか、この点を次官にお伺いしたい。

○福井政府委員　お答えいたします。速記録でお調べになったらわかりますが、ただいま私は文部省で処置すると

思うが、あなたも政党员だし、しかも自由党からそう／＼たる政務次官として御就任あそばされ、むしろ文部大臣以上の格式を持つておられると思つてゐるから、私はお尋ねしておきたいと思う。党内でも問題になりませんか？

ございますが、あの場所をずつと廊下にするわり込みされて通行ができませんので、第一会議室へ全国から集まつて来られた人々が出入りするとなると、そこでまた非常に混雑するし、また無用の摩擦をおおげしくするような

て来り日本の新教育の建前という点から考へてみました場合に、非常に奇異に感ずる点が多かつたわけでありました。それらの点につきましては、また大臣に対していろいろ總体的な議論として私も意見を申し述べたい、かよう

次に私は世耕さんの御質問に關して次官にお伺いをいたしたのであります。おそらく次官は、次官であると同時に与党の黨員でありますから、そういう觀點を持たれているのじやないかということを私は危惧いたしておる

いう言葉は申し上げておりません。こういう問題は地方教育委員会の善処にまかせますと、私は書いたのを読み上げておりますから、どういうように処置をするかというお尋ねについては、さつき申し上げたことで御了承を願います。

たか。私はおそろくなつただろうと思  
う。日教組はなか／＼口の達者な人ば  
かり多いから、あんまり言わぬ方がよ  
からうということなら非常に穩健なや  
り方ではありますが、私も教育者の端  
くれでありますから、いささか教育良

なことがあつてはと思ひまして、こちらで部屋をかえたわけでございます。まことに遺憾なことでございました。

○辻委員長 辻原君。

○辻原委員 私ちよつとお伺ひしておきたいのですが、実は最近各大学の教

に思っておりますが、おそらく本日提起された問題等につきましても、そういう世耕委員の在来のお考えから発しているもの、こういうふうに取りましたので、あえてここでは私が申し上げることではないかもわかりませんが、

のでありますが、ほぼ世耕さんの申された意見を次官は肯定せられているような印象を受けたのであります。そういたしますと、ここで世耕さんが言われているところの、これは私もたびたび耳にいたしておりますが、悪い

たいと存じます。それから世耕委員のお話について肯定しようなことが多いというお話でございましたが、これは与党でありましようとも野党でありましようとも、私はいいと思いましたことには同感でありますじ、世耕さん

心に訴えて、これだけは言わしてもらわなくちやならぬので、実は申し上げているのです。もしこの点について御意見があれば一応承つて、この程度でお尋ねすることはやめて、次の方に移つていただきます。

授、助教授の思想調査とおぼしきものが各大学を通じて行われておるやに聞いておるのでありますが、そういう事実を文部省は知っておられるかどうか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

但し多少私の知つておる範圍と事實に  
 おいて相違を来しているような点もあり  
 ますので、そういう点はやはりただ  
 しておかなくてはならぬと思います。

その第一は、私もただいまの北九州  
 の水害に対する日教組の見舞という問

教員である、あるいは不良教員である、こういうふうに言つて、しかるがゆえにこの不良教員については何とか文部省は善処する用意がないかということ、からめ手から責めておるわけです。そこで私がお伺いしたい

がおあげになることで私が悪いと思うようなことだつたらむしろ同調はいたしませんので、その点は誤解のないように御了承願いたいと存じます。なお一千万円寄附した件について新聞の点が違っているから正しておけという

○ 福井府政委員 世耕委員にお答えいたします。日教組の方から一千万円水害の寄付をしたという新聞記事は、御指摘の通り私も読みました。どういふふうなところの余裕さがあつて、あるいはまた出すものとが、どういふふう

○福井府政委員 ただいままでのところ、私はそのことを承知しております。ん。

○辻原委員 承知していないというところでありましたならば、そういう具体的事実を私持つておりますので、一応

題を新聞で拝見いたしました。私の見  
ました新聞では、世耕さんは金額は一  
千万円と言われましたが、たしかこれ  
よりも少し多かつたように思います。  
二千五百万円程度でなかつたかと記憶  
しております。同時にこの醸出につい

のは、一体どういう規定によつて、悪い教員であるとか、不良教員であるとかいうことを世耕委員の御質問から次官は肯定されて申されたのであるか、この点についてお伺ひいたしたい。一、体不良教員とはそもそも何か、悪い教員と

ような意味にとれる御発言でありましたが、この点についても私は、一千万円ということは新聞で私も拝見しましたということを申し上げただけでございまして、その他の方からは知識としては入っておりません。その点御了承

輿論の喚起をやるのが、あなたの方にとつては不利であるという印象で、私は物を申されていると思うのです。だから何が日教組という名前でないかわ、私はなはだ疑問です。実際何の団体でも、そういういいことならばやつてもいいので、その抛出した金を、世耕さんも言われたように、あたかも日教組が、自分のポケットから出したというふうにして、持つて行くならば、私は問題だと思う。しかしながら

そうではなくして、あつせんをするのが日教組という団体である。そういうふうにやるのが、一体どこが悪いのであるか。しかしそういうことも、あたかも悪いかのような印象で、この全開の席上で言われたから私は問題にしているのです。だから私は、世耕さんが第一に言われた、日教組が個人的なと申しますか、団体個人的なもので、そういう一千万円の金を提出しているというふうに言われた点、それはたしかに速記録に残っているから、私はそういう点は誤りであるから、こういうことは、少くとも世耕さんとしては率直に取消さるべきであると思う。これは明らかに間違いです。そして世耕さんがあとで言われた、日教組があつせんするのがいいか悪いか、また各学校個々にやるのがいいかどうかということは、これはまた別個の問題でありますから、これはそれ／＼討議した方が

よいでしょう。しかしながら今回のような災害の場合に、全国の教職員なりあるいは児童生徒がこぞつて拠出するというに、幸い全国的な規模、組織を日教組が持っているのだから、そういう規模、組織において、できるだけ早く、多額の金を拠出してもらうと



合つて、そうしてこの避難民の救援に当るといふことがないといけないのであるか。私はいけないものであるかのようなおいを持つた発言をするそのものの考え方に対して非常な不満を禁じ得ないのであります。

そこで文部次官に質問をいたしますが、あなたは先ほど世耕さんが日教組の救援金に関する質問をした場合に、なぜ文教の責任担当者の一人として、今日の九州の水害のために、たくさん子供たちが学用品を失い、そうして路頭に迷つておるこの実情を、全国の教員諸君が見るにみかねて、その団体である日教組がこのような金を出すのでございませうという御答弁が、なぜあなたにできないのか。感情的に物を考える人たちが、つまり日教組が何をやるかと頭からきらいなお方が相当あるのではありません。何をやるかと、そのために日本の最も重大な教育制度の問題、私はつきり申し上げますが、たとえば先般の国会に出されました義務教育学校職員法案にいたしましても、なおまたこの国会において私どもは問題にしようと考えておりますが、地方教育委員会制度にいたしましても、これは議者の指摘するところによりますと、日本教職員組合が気に入らないから、これに対する対策としてこういうものが出されたのであると、大方のわが国の教育に心を持つておる識者はこれを指摘しておるのであります。従つてこういう人々は私は聞いていません。頭から感情的に物を考える方々であるから、教育の問題を冷静に考える人々ではないので、私はあえてこの人々は相手にいたしませんけれども、少くとも文教の行政をあずかる文部次官は、こういう

ようなことに対してはどのようにお考えになるのか、次官としての所信をまずお聞きしたいと思ひます。

○福井政府委員 お答え申し上げます。決して感情で申し上げておるのではありません。あの速記録にもございませう。また本省においてどういふような提出が届けられたというふうなことについての打合せもまた知らせもございませうしたので、さようお答えしたわけでございませうから、決して感情で申し上げておるのではありません。申し添えておきます。

○野原委員 御承知かと思ひますが、赤い羽運動というものがなされておるのであります。あの赤い羽運動は日赤がこれをやつておるものでございませうが、日赤のやつておる気の毒な人々を助けるところの赤い羽運動に、全国の学童、生徒の諸君、並びに教員の諸君は協力をいたしておるのであります。つまり赤い羽運動の募金に参画して積極的に協力しておるのでございますが、こういう場合には、これは何らあな方は問題にされようとしないうで、今回九州の水害のために、日本の教員団体である日教組が金を集めて見舞金を送るといふことを問題にするところ、日教組に対する感情的な物の考え方、見方があるというのを私は指摘したいのでございませうが、この点について再度次官はどうお考えなのか承りたい。

○福井政府委員 お答えいたします。一番先から御在席でお聞きします。このことを実は私の方から発言申し上げたのではありません。世耕委員が御発言になつたのに対して私はお答え

したのであります。その問題については以上申し上げた通りでありますから、この点は世耕委員の方へお尋ねくだされた方がよいと思ひます。

○野原委員 救援金を日教組が九州の水害に送ることがいいこととあなたは思つておるのかどうかということに政府を代表して、文部委員会がございませうから、法的に最も大事な委員会でございますから、政府を代表して明確におつしやつていただきたいというのです。悪いなら悪い、いいならいい、これだけでけつこうです。私はそれ以上尋ねません。はつきり言つてください。

○福井政府委員 お答えいたします。それは日教組の方におかれまして御自由である、こう考えます。

○野原委員 一体そういう水害に、日教組が——日教組は御承知のような組合です。この組合が金を出すことがいいか、悪いのか、あなたはそれの価値判断ができないのか。それともそれを言つたらあなたの政党で問題にされるのかどうか。このことに対して、あなたはなぜ明確に言わないのか。あなたは私の質問を故意に避けるやうとしておる。もう一度私はいいことか悪いことかはつきりお尋ねいたします。あなたが言えないなら、大臣に出て来てもらつて私はこの質問を継続する。

○福井政府委員 お答えします。決して御指摘のように感情で申し上げたのではありません。その点については、私は日教組が九州の災害にお出しになつたかどうかという点が、先ほどここで論争されておりましたので、まだその結論がつかぬままに、日教組の方がお出しになつたのか、それとも日

教組の方々があつて、生徒が純真な気持ちから生徒が自身で出すというその金を集めてつとておやりになつたのかという結論が、先ほど出ずにしまつたと存じております。日教組の方でありましようとも、その他の方でありましようとも、赤い羽の運動のやうに、純真な気持ちでこの種の災害に義捐金を送るといふことは非常にいいことだと存じております。以上お答えしておきます。

○野原委員 日教組は決して非合法の団体でも何でもありません。これは合法的な団体でございませう。この合法的な団体というところがいいことであるというところを、率直に御答弁できないというのの御態度を私はきわめて遺憾に思ひます。そこで次官は、ただいまの答弁は速記録を見ないとはつきりいたしませんが、とにかく日教組が金をやるということはあなたはいいいことであると御答弁になつたか私は受取つてよろしうございませうか。

○福井政府委員 先ほど答弁申し上げた通りであります。

○大西(正)委員 今の次官の答弁に対して、ちよつと関連しておりますから伺つておきます。よい教員、悪い教員というやうな話がありまして、よい教員はこれに際大いに優遇をしたい、こういうまことにありがたい発言があつたのであります。これは私は単なるごあいさつ程度のお言葉だとは聞かない。今のお話では、よい教員というの、これはほとんど全国の大多数の教員である、こういうお話でありました。従ひまして大いに優遇するということ、は、普通予定されておりますところの

ベース・アップの問題、あるいは公務員一般から特に切り離して、この際この重大なる教育の事に従事しておる教員に、特別な昇給その他の措置をされる、こういうやうな次官の一つの決心があるのであらうと私は思ひます。その点をひとつ聞きたい。

○福井政府委員 お答えいたします。先ほど申しました通り、大多数の教員諸君は非常によい教員であると存じておりますが、なおその節も申し上げました通り、一般の他の公務員と比べて非常に悪いというやうな点もあるやに私は思ひますので、この点十分研究を遂げまして、今手元にはその具体的なリストあるいは数字というものをまだ持ち合せませんが、十分研究しまして、先ほど申し上げました私の意見に沿つて行きたい、こう思つております。

○辻委員長 本日はこの程度で散会し、次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時三十一分散会

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局